

船舶衛生検査について（神戸検疫所）

1. 申請に関する連絡先

申請窓口：神戸検疫所検疫衛生課（神戸空港事務所）

受付時間：平日 8：30～17：00

電話番号：078-381-7316

メー ル：koubekenekisho-kenekieisei[at]mhlw.go.jp （[at]は@に置き換えて下さい。）

※ 土日祝日及び年末年始は、受付及び検査は実施していません。

※ 船舶衛生検査関係で来所の際は、必ず、事前に一度ご連絡ください。

2. 申請方法・申請書類

上記申請窓口にて電話等で検査希望日時をご連絡ください。（希望に沿えない場合は日時を調整させていただきます。）その後、検査当日の5開庁日前（土日祝日及び年末年始除く。以下同様。）の17:00までに申請書類（別紙参照）のうち、「申請書」および「船舶の詳細」をメールにて提出してください。その他の申請書類については、検査当日の3開庁日前の17:00までにメールにて提出してください。（**「申請書」および「船舶の詳細」の提出をもって予約受付とします。**）

3. 検査手数料

検査当日、船舶の国際総トン数に応じた検査手数料（下表の額）と証明書交付手数料（880円）を**合算せずそれぞれ別々**に用意し、**収入印紙**で納付してください。なお、収入印紙は申請書に貼らずに提出してください。

●船舶の全部に対する衛生検査手数料（令和元年10月1日から）

区分		手数料
総 ト ン 数	500トンまで	15,900円
	1,000トンまで	25,200円
	5,000トンまで	31,400円
	10,000トンまで	34,800円
	50,000トンまで	48,300円
	50,000トン超過	56,900円（貨物船にあっては48,300円）
証明書の交付手数料		880円

※ 再検査を実施する場合の手数は、船舶衛生検査の検査項目数に対する再検査の項目数により算出しますので、詳しくは検疫所までお問い合わせください。

※ 延長措置および再交付の手数は、証明書の交付手数料と同額（880円）となります。

※ 手数料金額を超過して収入印紙で納付する場合は、申立書をご提出いただく必要がありますので検疫所までご連絡ください。

4. 留意事項

- 仮予約は受け付けておりませんので、衛生検査を希望する船主、船長または依頼を受けた船舶代理店等は、船舶の動静が確定次第、ご連絡ください。
- 期日までに書類を提出できない場合は、検査を行えないことがあります。
- 船内での検査を効率的に実施するため、「船舶衛生検査事前準備書類リスト（Excel）」に掲載されている書類一式および薬品等（捕鼠器、殺鼠剤、殺虫剤および消毒剤等を各一つずつ）については、検査当日、全て船内で確認させていただきますので、書類確認を実施する部屋（船長室等）に集めておいてください。

(別紙：申請書類関係)

(1) 船舶に対する衛生検査の申請	(2) 船舶に対する衛生検査の再検査申請
★ <u>申請書 (Word)</u> ★ <u>船舶の詳細 (Word)</u> - 船舶衛生検査事前準備書類リスト (Excel) - 船舶国籍証書(写) - 国際トン数証書(写) - 既存の SSC(E)C (写) - 証拠報告書式(写) ※添付されている場合 - 乗組員リスト - 乗客リスト ※乗船している場合に限る - 寄港地リスト (過去 30 日分) - 船内図 ※客船の場合	★ <u>申請書 (Word)</u> ★ <u>船舶の詳細 (Word)</u> - 船舶衛生検査事前準備書類リスト (Excel) - 船舶国籍証書(写) - 国際トン数証書(写) - 既存の SSC(E)C (写) - 証拠報告書式(写) ※添付されている場合 - 管理措置を実施した旨を確認できる書類 (専門業者の作業実施報告書等) - 乗組員リスト - 乗客リスト ※乗船している場合に限る - 寄港地リスト (過去 30 日分) - 船内図 ※客船の場合

(3) SSC(E)C の延長措置申請	(4) SSC(E)C の再交付申請
★ <u>申請書 (Word)</u> ★ <u>船舶の詳細 (Word)</u> - 船舶衛生管理(免除)証明書の延長措置申請に関する申告書 (Word) - 船舶国籍証書(写) - 国際トン数証書(写) - 既存の SSC(E)C (写) - 証拠報告書式(写) ※添付されている場合 - 運航スケジュール ※次港以降の予定が記載されたもの (仮)検疫済証(写)または明告書(写) - 乗組員リスト - 乗客リスト ※乗船している場合に限る - 寄港地リスト (過去 30 日分) <u>既存の SSC(E)C (原本) ※当日持参すること</u>	★ <u>申請書 (Word)</u> ★ <u>船舶の詳細 (Word)</u> - 船舶国籍証書(写) - 国際トン数証書(写)

※ SSC(E)C＝船舶衛生管理(免除)証明書

※ ★マークのものは、検査当日の 5 開庁日前の 17:00 までに提出すること（それ以外については、検査当日の 3 開庁日前の 17:00 までに提出すること）